

# 施設設備基準別添付書類チェックリスト【登録申請】

〈水面倉庫用〉

項目番号	添付省略	省令	施設設備基準		添付書類	別添番号	備考
—	—	—	規則第4条第3項の規定の適用を受ける場合 (変更登録のみ)		<input type="checkbox"/> 登録通知書の写し <input type="checkbox"/> 変更登録通知書の写し <input type="checkbox"/> 適合確認書の写し		
1	—	申請者が、その営業に使用する倉庫及びその敷地について所有権その他の使用権原を有すること  〈規則第3条の3第1項第1号〉	右欄のいずれか選択 土地について	<input type="checkbox"/> 登記簿謄本/抄本を提出する場合  <input type="checkbox"/> 土地所有権を有する場合 <運用方針【3】2-4イ> <b>※使用権原取得前申請の場合は売買契約書の写し等を提出させた上で、権原取得後速やかに右の書類を提出することで差し支えない&lt;運用方針【3】2-4ニなお書き&gt;</b>	<input type="checkbox"/> 不動産登記簿謄本/抄本  <input type="checkbox"/> 固定資産台帳謄本/抄本  <input type="checkbox"/> 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書  <input type="checkbox"/> 納税証明書  <input type="checkbox"/> 登記簿謄本/抄本を提出できない理由書		
				<input type="checkbox"/> 土地賃借権を有する場合 <運用方針【3】2-4ロ>	<input type="checkbox"/> 賃貸借契約書（写）		
				<input type="checkbox"/> 公有不動産又は公有水面（土地）を使用する場合 <運用方針【3】2-4ハ>	<input type="checkbox"/> 使用許可証  <input type="checkbox"/> 使用許可証明書		
2	□	倉庫の種類ごとに国土交通大臣の定める建築基準法その他の法令の規定に適合していること  〈規則第3条の3第2項〉	港湾法 右欄のうち該当するもの全てにマーク	<input type="checkbox"/> 港湾法第39条第1項の規定に基づき港湾管理者が分区を設定している地域に設けられる倉庫にあっては、同法第40条第1項の規定により当該分区の用途に適合していることを要する。  <運用方針【4】2-1ロ（2）>	<input type="checkbox"/> 当該分区の用途に適合していることを証する港湾管理者の発行する書類		
			都市計画法	<input type="checkbox"/> 都市計画区域等に設けられる倉庫にあっては、都市計画法第29条第1項又は第2項に規定するところによりその建築に際し開発許可を取得していることを要する。  <運用方針【4】2-1ロ（3）>	<input type="checkbox"/> 開発許可書  <input type="checkbox"/> 地方自治体の発行する許可通知書 （第一種低層住居専用地域から第二種住居地域の場合）		

項目番号	添付省略	省令	施設設備基準			添付書類	別添番号	備考	
15	—	国土交通大臣の定める防犯上有効な設備を有していること 〈規則第3条の7第2項第3号・第3条の8第2項第3号〉 ★野積倉庫が他の種類の倉庫、関連会社の工場の敷地内等に設けられており、当該倉庫等において外灯が措置されている場合その他野積倉庫が設けられており、基準の照度が恒常的に確保できると認められる場合をきむ	照明装置 右欄のいずれかを選択 <input type="checkbox"/> 運用方針〔4〕5-4イの照明方法により倉庫の周囲の防護施設を中心とする半径1mの領域の1.5mの高さの部分で2ルクス以上の水平面照度がある 〈運用方針〔4〕5-4イ〉	警備体制 右欄のいずれかを選択 <input type="checkbox"/> 警備業務用機械装置を設置している <input type="checkbox"/> 宿直などを警備会社に委託している <input type="checkbox"/> 24時間自社警備を行っている	<input type="checkbox"/> 照明装置の仕様書（照明設備表） <input type="checkbox"/> 照明装置の位置が確認できる書類（1.5mの高さの部分で2ルクス以上の照度が確保できる範囲を明示したもの） <input type="checkbox"/> 照度の測定結果等を証する書類（測定結果の写真等）				
								<input type="checkbox"/> 警備業法第2条第5項に定める警備業務用機械装置の設置その他これと同等の警備体制を有していなければならない 〈運用方針〔4〕2-11ロ〉	<input type="checkbox"/> 警備契約書 <input type="checkbox"/> 警備契約書 <input type="checkbox"/> 警備状況説明書
17	□	水面であってその周囲が築堤その他国土交通大臣の定める工作物をもって防護されていること 〈規則第3条の8第2項第1号〉	右欄のいずれかを選択 <input type="checkbox"/> 周囲に築堤がある 〈運用方針〔4〕6-2〉 <input type="checkbox"/> 周囲に杭等により固定されている網羽がある 〈運用方針〔4〕6-2〉		<input type="checkbox"/> 平面図				
					<input type="checkbox"/> 平面図				
18	□	周囲の防護施設に保管する物品に係留する等の措置が講じられていること 〈規則第3条の8第2項第2号〉	<input type="checkbox"/> 貨物が高潮等により流失しないように、貨物を杭に係留している 〈運用方針〔4〕6-3〉	<input type="checkbox"/> 矩計図等					

- (注1) 矩計図等とは、倉庫の構造材の材質、防火・防水措置の有無等の構造の詳細を表示した矩計図、断面詳細図その他の書類をいう。なお、運用方針〔3〕2-5ロなお書きにより、規則第2条第2項第1号ニの倉庫の平面図、立面図及び断面図において構造の詳細が表示されている場合にあつては、矩計図等の提出を要しない。
- (注2) 建具表等とは、建具の位置及び建具の材質、開口部に講じられた防犯措置、防火戸の有無等の構造の詳細を表示した建具表、建具キープランその他の書類をいう。なお、運用方針〔3〕2-5ハなお書きにより、規則第2条第2項第1号ニの倉庫の平面図、立面図及び断面図において建具の詳細が表示されている場合にあつては、建具表等の提出を要しない。
- (注3) 倉庫の配置図については、規則第2条第2項第1号ホにより添付が義務付けられている。なお、倉庫の配置図にあつては、縮尺を原則1/300～1/1,200とし、倉庫、事務所、労務員詰所、消火栓、外灯、警報機、排水溝等敷地内にある全ての施設及び設備を記載する他、敷地周辺にある全ての建物その他道路、河川、橋梁等についても併せて記載してあることを要する。